

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和2年6月18日（木）

【協議事項】

1 五代目工藤會に対する事務所使用制限命令に係る意見聴取の実施について

（暴力団対策部）

警察本部から「北九州市小倉北区に所在する五代目工藤會傘下組織事務所に対する事務所使用制限命令の発出に関して、6月26日に警察本部において組織犯罪対策課警視2名を意見聴取官とする意見聴取を実施することについて、御審議をお願いします。」旨の説明があった。

公安委員から「対象事務所には、どのような動きがあるのか。意見聴取の当事者である五代目工藤會幹部に役職はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「総本部事務所撤去後、対象事務所にこれまでの本部機能を移転したとみなしている。意見聴取の対象者は、会長代行である。」旨の説明があった。

公安委員から「対象事務所の規模はどの程度か。」旨の発言があり、警察本部から「鉄筋3階建てではあるが、撤去された総本部事務所に比べ、規模としてはかなり小さい。」旨の説明があった。

公安委員から「五代目工藤會が対象事務所を売却する報道がなされているが、県警察として把握しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「当日の意見聴取において、当事者の意見を十分に聴取しようと考えている。公安委員会には、聴取内容を踏まえた上で、命令発出の要否について判断していただく。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 監察関係報告について

（警務部）

警察本部から「小倉北警察署員による酒気帯び運転事案について、6月18日付けで当該職員を懲戒処分停職6月とする。」旨の報告があった。

公安委員から「県警察一丸となって非違事案防止に尽力している最中、本件事案は大変遺憾である。今一度全職員に対し、徹底した注意喚起をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から「再発防止対策として、全所属に対し、規律の振粛の徹底を指示していく。」「交通部門幹部による酒気帯び運転事案であり、非常に重く捉えている。綱紀粛正を図り、同種事案を始めとする非違事案防止を徹底する。」旨の説明があった。

2 組織的犯罪処罰法違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「朝倉警察署、博多警察署、生活安全総務課及び生活経済課は、自己の配下組員が納めていた上納金7万円がヤミ金で得た収益であることと知りながら受け取った組織的犯罪処罰法違反事件について、6月16日、三代目福博会傘下組織組長を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「ヤミ金で得た収益として、上納金7万円は低額ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「1ヶ月分の上納金として特定している。三次団体からの上納金であることに加え、長期間に渡って上納し続けていたと考えられ、組織全体としては巨額な資金となっていたと考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「不法収益であることはどのようにして判明したのか。」「三代目福博会会長交代の動きもあることから、組織弱体化に向け、徹底した捜査をお願いします。」

旨の発言があり、警察本部から「関係箇所の捜索により、三代目福博会等に関する資料を押収し、不法収益や上納金システムの実態を把握した。今後は、事件はもとより、傘下組織を含めた三代目福博会の上納金システムなど事件の全容解明を図るとともに、代替りしたという三代目福博会の情報収集を行うなどし、組織の弱体化に向けた捜査を徹底していく。」「代表者交替の動きについては、情報収集活動を行い、交替が確認された場合は、暴対法上、代表者等変更の官報公示を行う必要がある。」旨の説明があった。

公安委員から「現在の三代目福博会の県内における勢力はどの程度か。」旨の発言があり、警察本部から「構成員約90人、準構成員約90人、合計約180人を把握している。主に福岡市を縄張りとしており、六代目山口組と親交がある。六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態であるため、六代目山口組と親交がある三代目福博会の動向を注視している。」旨の説明があった。

3 公文書偽造・同行使及び廃棄物処理法違反事件の検挙について

(生活安全部)

警察本部から「飯塚警察署及び生活経済課は、自己が経営している廃棄物収集運搬業の業務契約先であるスーパーマーケット等に対し、偽造した飯塚市長名義の廃棄物収集運搬業許可証を交付するとともに、同市長からの許可を得ずに、同業務契約先から排出された廃棄物を収集運搬していた公文書偽造・同行使及び廃棄物処理法違反事件について、6月16日、飯塚市居住の会社経営の男性を検挙した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者が過去、許可申請を行った事実はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者は、許可取得のため飯塚市に申請の相談を行っているが、許可は下りていない。今後も地域住民の生活環境を守るため、廃棄物の不適正な取扱いに対しては、厳正な取締りを推進していく。」旨の説明があった。

4 朝倉市発注工事をめぐる贈収賄事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「久留米警察署ほか5警察署及び捜査第二課は、平成31年4月下旬ころ、朝倉市が発注した九州北部豪雨災害に伴う障害物除去事業に関し、有利かつ便宜な取り計らいをした見返りとして、現金100万円等を受け取った贈収賄事件について、6月14日、収賄側である朝倉市居住の地方公務員の男性と贈賄側である福岡市博多区居住の会社役員の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は、単純収賄罪なのか。また、被疑者両名の関係性は判明しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件は、単純収賄罪の事実で逮捕している。加重収賄罪の適用の検討や両名の関係性などを含め、今後、所要の捜査を実施し、事件の全容解明を図る。」旨の説明があった。

5 銃刀法違反等事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「小倉北警察署及び北九州地区暴力団犯罪捜査課は、本年1月12日未明、北九州市小倉北区所在の被害者方自宅玄関ドア及び駐車場に駐車中の被害者所有車両に対して拳銃を数発ずつ発砲した銃砲刀剣類所持等取締法違反等事件について、6月7日、岐阜県岐阜市居住の職業不詳の男性ほか5人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「犯行動機は判明しているのか。また、暴力団組織の関与がありうるのか。」旨の発言があり、警察本部から「犯行動機は金銭トラブルなどの可能性があるともみて捜査している。拳銃使用の事件であり、その入手ルートを含め、徹底した捜査を実施し、事件の全容解明を図る。」旨の説明があった。



